

GLAC（あるいはTLAC）を巡る議論の整理

—バイルインとGLACの関係—

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 金融安定理事会（FSB）は、2014年11月に開催されるブリスベン・サミットに向けて、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）を対象とするGLAC（あるいはTLAC）の検討を行っており、GLACに関する市中協議報告書をサミットへ提出する見通しである。GLACとは、自己資本に加えて銀行の債務を対象に破綻時の損失吸収力の確保をG-SIBに要求する新たな規制であり、日本経済新聞が最近、「巨大銀に新資本規制G20、16～20%で合意へ」と報じたものである。
2. GLACの規制の焦点は、バーゼルⅢベースの自己資本（Tier2適格の劣後債務を含む）だけでなく、シニア債務にまで及んでいる。GLACは、バーゼルⅢの自己資本規制の延長線上にある議論ではなく、バーゼルⅢとは規制の対象も焦点も異なる議論である。FSBがGLACを検討する目的は、金融危機後の新たな破綻処理ツールであるバイルインの実効性を確保することにある。
3. 欧米各国で先行する損失吸収力の検討が、FSBのGLACの議論のベースになっている。すなわち、納税者負担の回避を実現するための破綻処理ツールとして、株主・債権者に損失負担を求めるバイルインの仕組みを制度上導入することに加えて、バイルインの実効性を確保するために個々のG-SIBに平常時から破綻時の損失吸収力の維持を求めるという考え方である。
4. 日本でGLACの対象になるのは、現時点では、G-SIBに特定されている三菱UFJ、みずほ、三井住友の3銀行グループである。GLACの適格要件の定め方によって銀行のGLACへの対応は異なる。ブリスベン・サミットに提出されるFSBの市中協議報告書については、GLACの最低基準の水準の幅に加えて、GLACとして考慮することができる債務等の適格要件にも注目する必要がある。

I. ブリスベン・サミットに向けて注目を集める GLAC

金融安定理事会（FSB）は、2014年11月15、16日にオーストラリアのブリスベンで開催される G20 サミットに向けて、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）を対象とする GLAC (gone-concern loss absorbing capacity) あるいは TLAC (total loss absorbing capacity) の検討を行っている¹。GLAC とは、自己資本に加えて銀行の債務を対象に破綻時の損失吸収力の確保を G-SIB に要求する新たな規制であり、日本経済新聞が最近、「巨大銀に新資本規制 G20、16~20%で合意へ」と報じたものである²。FSB は、ブリスベン・サミットに対して GLAC に関する市中協議報告書を提出する見通しである。

本稿は、FSB が検討している GLAC（あるいは TLAC）について、その背景にある新たな破綻処理ツールとしてのペイルイン（bail-in）を含め、報道ではあまり詳細に報じられていない欧米での議論の展開を踏まえつつ、議論の整理を図るものである。

予め GLAC の要点を述べると以下のとおり。

- GLAC は、バーゼル委員会が特定する G-SIB が対象である
 - ❖ G-SIB は 2013 年 11 月現在、世界で 29 行が指定を受けている³。日本の銀行では、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループが指定されている
- GLAC の量的基準は、監督上の最低基準である第 1 の柱（pillar1）として位置づけられる。ただし、バーゼル委員会の自己資本比率のように特定の値を定めるものではなく、一定の幅をもって基準が設定されることから、各国または各行によって GLAC の要求水準は異なる
 - ❖ GLAC の最低基準は、リスクアセット比 16% から 20% のレンジに設定されるとの事前報道が行われている⁴
- GLAC の維持が求められる場所（location）、すなわちエンティティは、G-SIB のグループ構造あるいは破綻処理戦略（resolution strategy）によって異なる
 - ❖ 例えば、持株会社にペイルインを適用する破綻処理戦略を採用する米国では、持株会社エンティティを対象に GLAC の維持を要求する見通し
- GLAC の適格要件は各国の破綻処理制度、各行の破綻処理戦略に依存するため、日米欧の銀行の間で GLAC として考慮できる債務の性質は異なる
 - ❖ GLAC の適格要件として、劣後債に優先し一般債務に劣後するシニア債を契約で規定することや構造劣後（structural subordination）を考慮することなどの議論がある

¹ FSB は、ブリスベン・サミットでの提案に向けて、従来の GLAC から TLAC に名称を変えている。

² 「巨大銀に新資本規制 G20、16~20%で合意へ」日本経済新聞、2014年9月14日

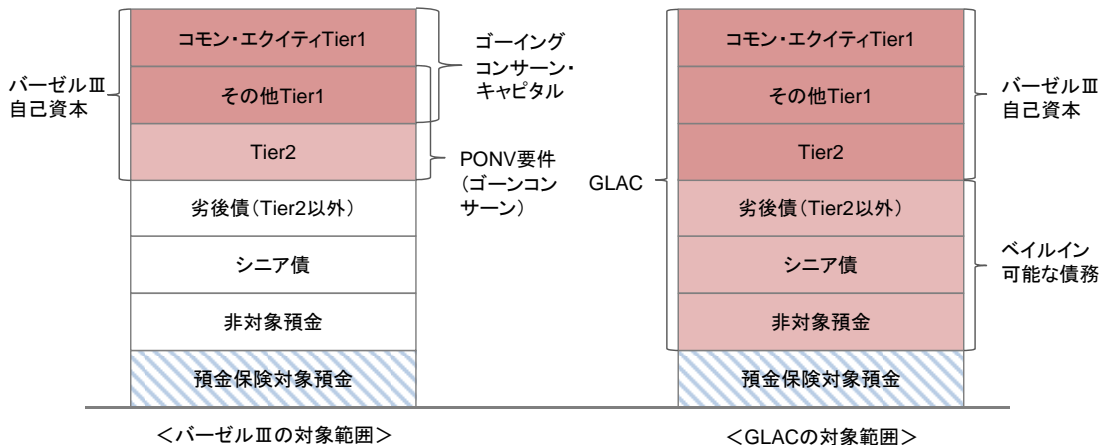
³ FSB, “2013 update of group of global systemically important banks (G-SIBs),” 11 November 2013 (http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_131111.pdf).

⁴ 「大手行のペイルイン債務、G20は16%-20%の保有義務付け検討へ」ロイター、2014年9月12日

II. GLAC の議論の背景にあるベイルイン

国際的に活動する銀行を対象とする資本規制として、1988年のバーゼル合意以来、リスクアセットを分母とする自己資本比率が存在する（現行はバーゼルⅢ）。バーゼル委員会の自己資本規制の主な狙いは、銀行が破綻しないように銀行が業務を継続する中で発生した損失の吸収を図るゴーイングコンサーン・キャピタルを銀行に確保させることである。一方、FSBが検討するGLACは、ゴーコンコンサーンの損失吸収力、すなわち銀行が破綻した場合の損失吸収力に焦点が当てられている⁵。GLACの焦点は、バーゼルⅢベースの自己資本（Tier2 適格の劣後債務を含む）だけでなく、シニア債務にまで及んでいる（図表1）。GLACは、バーゼルⅢの自己資本規制の延長線上にある議論ではなく、バーゼルⅢとは規制の対象も焦点も異なる議論である。

図表1 GLAC とバーゼルⅢの対象範囲の違い



(注) GLACの対象範囲はイメージであり、FSBの市中協議報告書で正式な範囲が明らかになる。

(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

FSBがGLACを検討する目的は、金融危機後の新たな破綻処理ツールであるベイルインの実効性を確保することにある。ベイルインとは、主にシステム上重要な金融機関(SIFI)の破綻処理ツールとして、無担保・無保証の債務の元本の削減(write-down)、エクイティへの転換という債務リストラの実施を含む破綻処理の措置であり、破綻処理を実行する当局(以下、「破綻処理当局」)の法的権限の下で実施されるものである⁶。金融危機を受けて、特に欧米では国民負担の回避が至上命題となっていることから、ベイルインは、公的資金を使って銀行を救済することなく(一般にベイルアウト(bail-out)と呼ばれる)、株主・

⁵ ただし、バーゼルⅢの自己資本規制においても、ゴーコンコンサーンの損失吸収力として、その他Tier1およびTier2を対象に規制当局が存続不能と判断した時点(at the point of non-viability; PONV)で元本削減またはエクイティへの転換が行われる新たな要件が求められるようになっている。

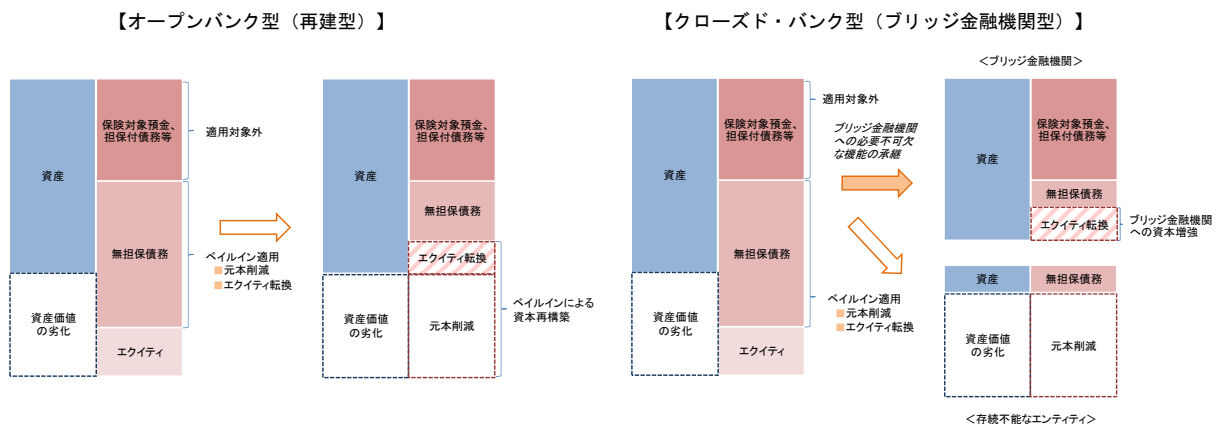
⁶ エクイティに転換される債券として、契約で定められた一定の自己資本比率に抵触した場合に元本削減、エクイティ転換が行われるコンティンジェント・キャピタル(CoCo)がある。一方、ベイルインは、CoCoとは異なり、契約の有無にかかわらず破綻処理当局の権限の下で元本削減や株式転換が行われる。

債権者の負担の下で金融システムにとって不可欠な金融機能を維持し、金融システムの混乱を回避しながら破綻処理を図るツールである⁷。換言すれば、銀行が破綻した際に、保護すべき預金保険対象預金を除く負債サイド全体（資本勘定を含む）で損失吸収を図ろうとするのがベイルインである。

2011年11月のカンヌ・サミットでは、破綻処理制度の新たな国際基準としてFSBが策定した「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（以下、「主要な特性」）がG20首脳によって承認された⁸。主要な特性は、破綻処理制度が有すべき責任、措置、権限を定めたものである。G20各国は、2015年末までに主要な特性の完全適用を図ることが求められている⁹。

主要な特性はベイルインを具体的に規定している。すなわち、①不可欠な機能を提供していた存続不能なエンティティの資本再構築（recapitalization）、②存続不能な金融機関の閉鎖後に不可欠な機能を譲渡したブリッジ金融機関等への資本増強（capitalization）という2つのベイルインが定められている。前者の場合は破綻金融機関の法人格が存続し金融機関の再建が図られるのに対して、後者では破綻金融機関のシステム上重要な機能のみがブリッジ金融機関に承継され、承継されない機能やエンティティは清算される（図表2）。

図表2 ベイルインの概念図



（出所）各種資料より野村資本市場研究所作成

また、主要な特性はベイルインに関して以下の権限を定めており、無担保・無保証債務は、（トリガーが引かれていない）コンティンジェント・キャピタル（contingent convertible instruments; CoCo）も含めて幅広く適用対象となる。

- 倒産法上の優先順位を踏まえながら、金融機関のエクイティ等、無担保・無保証債権に関して、損失吸収に必要な程度まで元本削減する権限

⁷ ベイルインは、“from bail-out to bail-in”というコンセプトで語られることが多い。

⁸ FSB, “Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions,” October 2011.

⁹ FSB, “Progress and Next Steps Towards Ending ‘Too-Big-To-Fail’ (TBTF),” Report of the Financial Stability Board to the G-20, 2 September 2013.

- 倒産法上の優先順位を踏まえながら、全部または一部の無担保・無保証債権に関して、金融機関（または承継者、親会社）のエクイティ等に転換する権限
- 破綻処理開始時点で転換または元本削減のトリガーが引かれていない CoCo、契約上のベイルイン商品（contractual bail-in instruments）を転換または元本削減する権限

主要な特性は、G20 各国が上記のベイルインを自国の破綻処理制度に手当てすることを求めている。一方で、主要な特性の中には GLAC に関する規定は存在しない。FSB が GLAC という新たな概念を打ち出したのは、2013 年 9 月のサントペテルブルク・サミットに提出された「大き過ぎて潰せない (TBTF)」の問題への対処を掲げた FSB の報告書である¹⁰。

FSB の報告書は、公的資金によるベイルアウトを回避するため、SIFI は破綻時に十分な損失吸収力をもつことが必要であるとし、FSB はそのことを初めて GLAC と表現した。その上で FSB は、GLAC の適切な量という点に関して、市場の信認が得られる水準まで、少なくともゴーイングコンサーンの規制資本の要件を満たす水準まで、資本再構築を実施する破綻処理戦略を円滑に適用できるだけの GLAC が必要であるとしている。FSB は、銀行が破綻した場合には損失吸収を図った上で、銀行が再び事業を行うために必要な自己資本比率の最低水準までをカバーする GLAC を想定している。

FSB は報告書の中で、GLAC の質や量、金融グループの組織構造の中で GLAC の保持が要求される場所（エンティティ）、そして GLAC に関するディスクロージャーについて、検討するための提案を 2014 年末までに提示する方針を明らかにしていた。

III. 先行する欧米の GLAC に関する検討

FSB が GLAC の検討を行う以前から、欧米各国では銀行の破綻時の損失吸収力に関する議論が行われていた。いち早く議論を始めたのが英国である。ジョージ・オズボーン財務大臣の諮問を受けた独立銀行委員会 (ICB) は、2011 年 9 月にリングフェンス (ring-fencing) を含む英国の銀行システムの構造改革を行うための報告書を公表した¹¹。ICB の報告書には、英国の G-SIB を対象に、最も高い資本サーチャージ (=2.5%) が求められる G-SIB の場合で、規制資本とベイルイン可能な債務を合わせてリスクアセット比 17% の水準を要求する PLAC (primary loss absorbing capacity) という提案が含まれていた。

その後、英国では ICB の報告書を受けて 2013 年金融サービス (銀行改革) 法が成立し、同法の権限の下、財務省が英国の G-SIB を対象とする PLAC の規則化の作業を行っている。財務省が 2013 年 7 月に策定した規則案によると、PLAC として、資本サーチャージが 2.5% の G-SIB にはリスクアセット比 17%、資本サーチャージ 2% の G-SIB には 15.7%、資本サ

¹⁰ 前掲注 9 を参照。

¹¹ ICB, “Final Report,” September 2011. 報告書の概要については、小立敬「リテール・リングフェンス、PLAC による英国銀行改革—独立銀行委員会の最終報告書—」『野村資本市場クォーターリー』2011 年秋号 (ウェブサイト版) を参照。

ーチャージ 1.5%の G-SIB には 14.4%、資本サーチャージ 1%の G-SIB には 13.1%の水準を要求することが規定されている¹²。財務省はさらに、銀行の経営者は一般に資本規制の最低基準をやや上回って銀行経営を行うことを踏まえ、PLAC にマネジメント・バッファ 2%を追加し最大で 19%の水準を提案している。

欧州連合 (EU) では、EU 域内の銀行の破綻処理制度の調和を図るため 2014 年 6 月に銀行再生・破綻処理指令 (BRRD) が官報で公布されている¹³。BRRD は破綻処理ツールとしてバイルインを規定するとともに、バイルインの実効性を確保する観点から自己資本およびバイルイン適格債務の最低基準として、MREL (minimum requirement for own funds and eligible liabilities) を規定している。MREL は G-SIB だけでなくすべての銀行に適用され、個々の銀行の規模、リスク、ビジネス・モデルに応じて要求水準が設定される。BRRD は、銀行に対して各国で積立てられる破綻処理基金を通じて破綻処理に必要なファイナンスを提供する条件として、破綻処理の際の損失吸収と資本再構築の水準が総負債の 8%以上もしくはリスクアセット比 20%以上という条件を掲げており、事実上、最低でもその水準の自己資本とバイルイン適格債務を維持することを銀行に求めている。

一方、米国では 2010 年 7 月のドッド=フランク法において連邦預金保険公社 (FDIC) を破綻処理当局とする新たな破綻処理制度として OLA (orderly liquidation authority) が導入された。FDIC は現在、OLA の権限の下、米国の G-SIB を対象にシングル・ポイント・オブ・エントリー (SPE) というバイルインの適用を含む破綻処理戦略の検討を進めている¹⁴。SPE とは、グループ最上位の銀行持株会社に FDIC が破綻処理権限を適用し、持株会社が発行するエクイティ、シニア債を含む無担保債務でグループで生じた損失を吸収するとともに、ブリッジ金融機関に承継された業務子会社 (銀行子会社や証券子会社を含む) を民間に承継する際に、損失吸収後に残った無担保債務の一部をエクイティに転換してイグジットを図る戦略である。

SPE が実行可能であるには、持株会社に十分な損失吸収力がなければならない。そこで銀行持株会社の監督当局である連邦準備制度理事会 (FRB) は、FDIC と協議の上、米国の G-SIB の持株会社を対象に長期無担保債務の最低発行規制を適用することを検討している。ダニエル・タルーロ FRB 理事は議会証言の中で、自己資本規制は銀行のエクイティが消滅 (wipe-out) するという殆ど生じ得ない状況でさえ損失をカバーできるように設計されているものの、公的資金を使わずに破綻処理を成功させるには、追加的な損失を吸収し、ブリッジ金融機関に承継される事業の資本再構築を図るために十分な長期無担保債務が必要

¹² HM Treasury, "Banking Reform: Draft Secondary Legislation," July 2013.

¹³ BRRD は、2014 年末までの国内法化が加盟国に求められており、2015 年 1 月 1 日から各加盟国で施行される予定であるが、バイルインに関しては 2016 年 1 月 1 日に適用が始まることが規定されている。

¹⁴ FDIC による SPE の検討に関しては、小立敬「米国 FDIC による SIFIs の破綻処理戦略—シングル・ポイント・オブ・エントリーの概要—」『野村資本市場クォーターリー』2014 春号 (ウェブサイト版) を参照。なお、SPE の対をなす破綻処理戦略がマルチプル・ポイント・オブ・エントリー (MPE) である。MPE では、複数の破綻処理当局が金融グループの複数の部門・地域に権限を適用し、国・地域、ビジネスラインごとに別々に破綻処理が行われる。

であるとの考えを述べている¹⁵。

欧米各国で先行するこのような破綻時の損失吸収力の検討が、FSB の GLAC の議論のベースになっている。すなわち、納税者負担の回避を実現するための破綻処理ツールとして、株主・債権者に損失負担を求めるベイルインの仕組みを制度上導入することに加えて、ベイルインの実効性を確保することを目的に、個々の G-SIBs に平常時から破綻時の損失吸収力の維持を求めるといった政策方針である。

IV. TLAC の内容と水準の明確化が注目されるブリスベン・サミット

2014 年 11 月に開催されるブリスベン・サミットは、金融危機後に G20 の下で行われてきた国際的な金融規制改革の総仕上げを図る場として位置づけられており、FSB やバーゼル委員会を含む国際基準設定者から金融規制改革に関するいくつかの追加的な提案が行われる予定である。それらの中で重要な提案の 1 つが GLAC であり、FSB がサミットに GLAC の提案を行えば、それが GLAC の要件を初めて具体的に提示するものとなる。

FSB は GLAC の提案をブリスベン・サミットに提出するため、2014 年 9 月 18 日に開催された総会で、G-SIB を対象として破綻時の損失吸収力の量と種類、それを要求する場所（エンティティ）に関するプリンシプルとタームシートの案を議論しており、それを基に市中協議報告書を準備する考えを明らかにしている¹⁶。FSB は、市中協議報告書を策定し、定量的影響度調査（QIS）を実施した後、2015 年中に GLAC を最終化する方針である。

その後、9 月 20、21 日に開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の場でも GLAC に関する政策方針が確認されている¹⁷。イングランド銀行（BOE）の総裁であるマーク・カーニーFSB 議長は、金融規制改革の総仕上げに関するレターを同会議に提出している。その中では、GLAC は TLAC と名称を変えている¹⁸。

FSB 議長のレターは、TLAC のタームシートに記載された条件が以下の内容であることを明らかにしており、TLAC の量と質に関する基準が定められることが示されている。

- G-SIB が常に維持することが求められる損失吸収力の量に関する第 1 の柱、つまり監督上の最低基準は一定の幅をもって設定
- 銀行の債務等が損失吸収力を有すると判断されるための基準
- G-SIB グループの母国およびホスト国のエンティティにまたがる損失吸収力の配分、母国当局およびホスト国当局の責任分担

¹⁵ Daniel Tarullo, “Dodd-Frank Implementation,” Before the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, U.S. Senate, September 9, 2014.

¹⁶ FSB, “Meeting of the Financial Stability Board in Cairns on 17-18 September,” Press Release, Ref no.: 52/2014, 18 September 2014.

¹⁷ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の声明は、「仮に破綻した際に納税者を一層保護する追加的な損失吸収力によって大き過ぎて潰せない（too big to fail）問題に対処するための提案の諸条件の明確化における今日までに達成された大きな進展を歓迎」するとともに、「FSB がブリスベン・サミットに間に合うよう提案を提出できる状況になるという FSB の声明を歓迎」することを明らかにしている。

¹⁸ FSB, “Financial Reforms - Completing the job and looking ahead,” To G20 Finance Ministers and Central Bank Governors, 15 September 2014.

また、FSB 議長のレターは、各国の破綻処理制度や銀行システム構造の違いを考慮するとの考えを述べており、特に新興国については直ちに先進国の基準を要求しないという方針を明らかにしている。したがって、日本に関しては、他の先進国と同様、導入当初から TLAC が適用されることが想定される。

一方、損失吸収力の要件については、BOE の破綻処理部門の担当局長が 2014 年 7 月に行われた講演の中でいくつかの選択肢を挙げており、それらの中に FSB が定める TLAC の適格要件が含まれる可能性がある¹⁹。第一の選択肢として、伝統的な劣後債に優先する一方で一般債務に劣後するシニア債を確保するために、債券発行の際の契約に定めることが例として挙げられている。第二の選択肢は構造劣後である。銀行持株会社が発行する適格債務は、業務子会社の債務に比べてキャッシュフローと回収の面で劣後するためである。第三の選択肢は、法的な枠組みの中で適用除外債務に優先権を与えるか、適格債務を劣後させることである。もっとも、この場合、各国で倒産法の改正が必要になることから実現のハードルは高くなる。日米欧の銀行の間では、FSB が TLAC の損失吸収力の適格要件をどのように規定するか、それを受けて各国がどのような要件を採用するかによって、TLAC として考慮される債務の性質が異なってくる可能性がある。

そして、ロイターの報道によると、ロイターが入手した FSB の草案は、G-SIB に適用する TLAC の最低基準としてリスクアセットの 16% から 20% というレンジを定めている。その水準は、英国の PLAC や EU の BRRD が想定している損失吸収力の水準に概ね一致する。また、ロイターの報道では、FSB 草案はリスクアセット比 16% から 20% という基準とともに、バーゼルⅢの Tier1 レバレッジ比率の最低 2 倍という基準も掲げている。これまでの議論の経緯からすると、英国がグループベースのリスクアセット比を基準に最低基準を設定しようとし、EU の BRRD はリスクアセット比と総負債比を定める一方、米国は持株会社を対象にする長期無担保債務の最低基準として自己資本を考慮しない方針であった。FSB 草案においてリスクアセット比に加えてレバレッジ比率による基準が設けられているところに、英国や EU、米国の間妥協点があるように窺われる。

今後、FSB の TLAC の要件が最終化されると、英国の PLAC、EU の MREL、FRB による持株会社を対象とする長期無担保債務の最低発行基準に関する規則が最終化されることになる。FSB が定める TLAC はあくまでも国際的な最低基準を定めるものであり、各国の破綻処理制度や各行の破綻処理戦略は異なることから、PLAC、MREL、FRB 規則は各国間で調和を目指しつつも実際には異なる枠組みとなる可能性がある。

他方、日本の対応としては、全国銀行協会が GLAC に関するポジションペーパーを FSB に提示している。そこでは、①GLAC 水準は国・法域ごとの破綻処理制度の整備状況を考慮すべきこと、②GLAC 水準は破綻処理戦略と整合的に個別行ごとに定められるべきこと、③GLAC は他の規制（特にバーゼル諸規制）とは整合的であるべきこと、④GLAC 適格債

¹⁹ Andrew Gracie, "Making Resolution Work in Europe and Beyond – the Case for Gone Concern Loss Absorbing Capacity," At the Bruegel Breakfast Panel Event, 17 July 2014.

務は銀行の資金調達の一多様性を考慮すべきこと、⑤GLAC 保有場所は本国持株会社に限定されるべきではないことといった主張が行われている²⁰。

V. 日本での TLAC の適用とその留意点

日本で TLAC の対象になるのは、現時点では、G-SIB に特定されている三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループの3銀行グループである²¹。これらの2014年6月末の連結自己資本比率はそれぞれ15.53%、14.86%、16.18%であり、バーゼルⅢ完全適用前ベースではあるものの、TLAC の最低基準であるとされるリスクアセット比16%から20%というレンジに近づいている。

その一方で、ブリスベン・サミットでは、追加的な金融規制改革としてバーゼルⅢの積み残しの課題への対処が行われる。例えば、銀行勘定の金利リスク (IRRBB) への資本賦課である。IRRBB は現在、第2の柱 (Pillar2) の下、日本ではアウトライヤー基準として資本賦課は行われていないが、第1の柱に位置づける検討がバーゼル委員会で行われている。仮にIRRBB が第1の柱になると、銀行はそれに対応する資本を手当てすることが求められる。その他にも2010年12月のバーゼルⅢテキストには記載のない追加的な改革がサミットに向けて提案される見通しである²²。仮にバーゼルⅢの積み残しの課題が上記3行の自己資本比率を押下げることになれば、自己資本比率とともにTLAC の最低基準への対応が必要になる可能性も考えられる。

その場合、FSB による TLAC の適格要件の定め方によって TLAC の最低基準への対応は異なってくる。TLAC として考慮できる債務が Tier2 適格の劣後債務に限られるのか、あるいはシニア債務を含むのか、さらには預金保険対象外の預金までも考慮できるのか否かで答えは変わる。2013年6月の預金保険法改正で導入された日本のペイルインの対象は、規制上の自己資本に該当する株式、劣後債務であり、シニア債を含むその他の債務はペイルインの対象には含まれていない。一方、3行はいずれも銀行持株会社のグループ構造を採用しており、TLAC の適格要件として構造劣後が考慮されれば、持株会社が発行する債券が TLAC の基準を満たすかもしれない。

そうした観点から、FSB がブリスベン・サミットに提出する市中協議報告書に関しては、TLAC の最低基準のレンジに注目することは当然のこととして、TLAC として考慮できる債務等の適格要件にも注目する必要がある。

²⁰ 全国銀行協会「破綻時損失吸収能力 (GLAC) に関するポジションペーパー」2014年7月31日 (<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/opinion/entryitems/opinion260761.pdf>)

²¹ バーゼル委員会が特定し FSB が公表する G-SIB のリストは、毎年11月に更新される。そのため、新たに G-SIB が追加されたり、逆に G-SIB のリストから落ちたりといった G-SIB リストの変動が毎年生じる。

²² 小立敬「バーゼルⅢの先へと進むバーゼル委員会の規制改革—バーゼル3.5 またはバーゼルⅣの検討—」『野村資本市場クォーターリー』2014年夏号を参照。